



2022年5月12日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 尻家 正博
(コード番号 3109 東証プライム)
問合せ先 執行役員
コーポレート部門長 伊丹 秀典
(TEL 06-6268-5421)

役員向け株式給付信託への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年5月30日
(2) 処分株式数	50,000株
(3) 処分価額	1株につき877円
(4) 処分総額	43,850,000円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および委任契約をしている執行役員（以下、「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結した信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を導入し、その後、2021年6月29日開催の第208期定時株主総会の決議に基づき、本制度を継続しております（本制度の概要につきましては、2021年5月31日付「役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。）。

本日開催の取締役会において、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）を行うことおよびそれに伴う本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対する本自己株式処分について決定いたしました。

処分数量につきましては、役員株式給付規程に基づき、4事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2022年3月31日現在の発行済株式総数11,810,829株に対し、0.42%（2022年3月31日現在の総議決権個数115,548個に対する割合0.43%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値の増大に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

<本信託契約の概要>

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ③ 委託者 : 当社
- ④ 受託者 : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
- ⑤ 受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑥ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2016年8月8日
- ⑧ 当初金銭を信託した日 : 2016年8月8日
- ⑨ 信託の期間 : 2016年8月8日 から 2026年7月末日
(信託期間終了後も本制度が継続する限り、本信託は延長するものとします。)

<追加信託および本信託における当社株式取得の概要>

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 追加信託金額 : 33,326,000円
- ③ 取得する株数の総数 : 50,000株
- ④ 追加信託日 : 2022年5月30日
- ⑤ 株式の取得日 : 2022年5月30日
- ⑥ 株式取得方法 : 当社の自己株式を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、今回の追加信託に係る金銭33,326,000円および信託財産に属する金銭10,524,000円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日までの1カ月間（取引の成立していない日を除く、2022年4月12日から2022年5月11日まで）の株式会社東京証券取引

所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値の平均値である 877 円（円未満切捨て）といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日までの 1 カ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 カ月としたのは、直近 3 カ月、直近 6 カ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2022 年 5 月 11 日）の終値 877 円からの乖離率は 0.00%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、本取締役会決議日の直前 3 カ月間（2022 年 2 月 12 日から 2022 年 5 月 11 日）の終値の平均値である 892 円（円未満切捨て）からの乖離率は Δ 1.68%（小数点以下第 3 位を四捨五入）、同直前 6 カ月間（2021 年 11 月 12 日から 2022 年 5 月 11 日）の終値の平均値である 903 円（円未満切捨て）からの乖離率は Δ 2.88%（小数点以下第 3 位を四捨五入）となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3 名にて構成、うち 2 名は社外取締役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上